

その周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準に適合するように定めるものとする。

再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域内に含む市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。

前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

市町村は、基本計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該基本計画に定める事項について当該協議会における協議をしなければならない。

基本計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画による基本的な方針との調和が保たれたものでなければならぬ。

市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事項を定めた市町村に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならぬ。

第五項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（協議会）

第六条 基本計画を作成しようとする市町村は、基本計画の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　基本計画を作成しようとする市町村

二　当該市町村の区域内において再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者

三 当該市町村の区域内の関係農林漁業者及びその組織する団体、関係住民、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者は、協議会において協議が調つた事項について協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

四 前項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(設備整備計画の認定)

第七条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。

二 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間

二 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

三 第一号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

四 第一号の整備及び第二号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 その他農林水産省令・環境省令で定める事項

三 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があつた場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。

二 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第一号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第二号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲を含む)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の運営に影響するものと認められる場合は、当該市町村は、その認定をしない。

区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第二項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。

三 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域（海岸保全区域法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。次項第六号及び第十三条において同じ。）内において行う行為であつて同法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けるなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第七条第二項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの許可をしてはならない場合に該当しないこと。

計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいざれかに該当するときは、当該設備整備計画において、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第一号及び第三号から第九号までに掲げる行為のいざれかに該当するのである場合にあつては、その同意を得なければならない。

一 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地にいて所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの

二 集約酪農地域（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第十条において同じ。）の区域内にある草地（同法第二条第三項に規定する草地をいう。第十条において同じ。）において行う行為であつて、同法第九条の規定による届出をしなければならないもの

三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてゐる同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第十一條第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であつて、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

四 保安林において行う行為であつて、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならぬものの 都道府県知事

五 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であつて、漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

六 海岸保全区域（当該計画作成市町村が管理するものを除く。）内において行う行為であつて、海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならぬもの 海岸管理者（同法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。第八項において同じ。）

七 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第十四条において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

八 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第十四条において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 又は同法第三十三条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事

九 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第十二条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事

都道府県知事は、前項第一号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー

発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

三 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第七号又は第八号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る設備整備計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の許可を取得する行為にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零二十二

一百零二十三

一百零二十四

一百零二十五

一百零二十六

一百零二十七

一百零二十八

一百零二十九

一百零三十

一百零三十一

一百零三十二

一百零三十三

一百零三十四

一百零三十五

一百零三十六

一百零三十七

一百零三十八

一百零三十九

一百零四十

一百零四十一

一百零四十二

一百零四十三

一百零四十四

一百零四十五

一百零四十六

一百零四十七

一百零四十八

一百零四十九

一百零五十

一百零五十一

一百零五十二

一百零五十三

一百零五十四

一百零五十五

一百零五十六

一百零五十七

一百零五十八

一百零五十九

一百零六十

一百零六十一

一百零六十二

一百零六十三

一百零六十四

一百零六十五

一百零六十六

一百零六十七

一百零六十八

一百零六十九

一百零七十

一百零七十一

一百零七十二

一百零七十三

一百零七十四

一百零七十五

一百零七十六

一百零七十七

一百零七十八

一百零七十九

一百零八十

一百零八十一

一百零八十二

一百零八十三

一百零八十四

一百零八十五

一百零八十六

一百零八十七

一百零八十八

一百零八十九

一百零九十

一百零九十一

一百零九十二

一百零九十三

一百零九十四

一百零九十五

一百零九十六

一百零九十七

一百零九十八

一百零九十九

一百零一百

一百零一百零一

一百零一百零二

一百零一百零三

一百零一百零四

一百零一百零五

一百零一百零六

一百零一百零七

一百零一百零八

一百零一百零九

一百零一百零十

一百零一百零十一

一百零一百零十二

一百零一百零十三

一百零一百零十四

一百零一百零十五

一百零一百零十六

一百零一百零十七

一百零一百零十八

一百零一百零九

一百零一百零十

一百零一百零十一

一百零一百零十二

一百零一百零十三

一百零一百零十四

一百零一百零十五

一百零一百零十六

一百零一百零十七

一百零一百零十八

一百零一百零十九

一百零一百零二十

一百零一百零二十一

一百零一百零二十二

一百零一百零二十三

一百零一百零二十四

一百零一百零二十五

一百零一百零二十六

一百零一百零二十七

一百零一百零二十八

一百零一百零二十九

一百零一百零三十

一百零一百零三十一

一百零一百零三十二

一百零一百零三十三

一百零一百零三十四

一百零一百零三十五

一百零一百零三十六

一百零一百零三十七

一百零一百零三十八

一百零一百零三十九

一百零一百零四十

一百零一百零四十一

一百零一百零四十二

一百零一百零四十三

一百零一百零四十四

一百零一百零四十五

一百零一百零四十六

一百零一百零四十七

一百零一百零四十八

一百零一百零四十九

一百零一百零五十

一百零一百零五十一

一百零一百零五十二

一百零一百零五十三

一百零一百零五十四

一百零一百零五十五

一百零一百零五十六

一百零一百零五十七

一百零一百零五十八

一百零一百零五十九

一百零一百零六十

一百零一百零六十一

一百零一百零六十二

一百零一百零六十三

一百零一百零六十四

一百零一百零六十五

一百零一百零六十六

一百零一百零六十七

一百零一百零六十八

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年六月二六日法律第五

(施行期日) ○号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三

(施行期日) 号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る）、第五十条、第一百九条並びに第一百十五条の規定（公布の日（以下「公布日」という。）

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五条 施行日前に前条の規定による改正前の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「旧農林漁業再生可能エネルギー法」といいう。）第七条第十一項（第一号に係る部分に限る。）（旧農林漁業再生可能エネルギー法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農業会議が述べた意見は、前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下この条において「新農林漁業再生可能エネルギー法」といいう。）第七条第十一項（第一号に係る部分に限る。）（新農林漁業再生可能エネルギー法第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により農業委員会が述べた意見とみなす。（政令への委任）

第一百五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五
○号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月二日法律第五四

(施行期日) 号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十二条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（温室効果ガスの排出の抑制等）を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 附則第一条及び前条に規定するもののは、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(政令への委任)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第二項第二号に掲げる区域について適用し、この法律の施行前に定められた同号に掲げる区域については、なお従前の例による。

第七条 前条の規定による改正後の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第五項の規定は、この法律の施行後に定められる農林漁業